

新潟市合流式下水道改善導入事後評価アドバイザー会議開催要綱

(目的)

第 1 条 新潟市における合流式下水道改善施策の導入後の効果及び課題について評価を行うにあたり、次に掲げる事項について学識経験者等の第三者の意見を求め、評価の透明性及び客観性を確保することを目的として、新潟市合流式下水道改善導入事後評価アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を開催する。

- (1) 合流式下水道改善施策の事後評価に関する事
- (2) 評価結果を踏まえた今後の施策の方向性に関する事
- (3) その他、アドバイザー会議が必要と認める事項

(開催期間)

第 2 条 アドバイザー会議の開催期間は、事後評価に係る検討及び報告が終了するまでとする。

(委員構成)

第 3 条 アドバイザー会議は、委員 4 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 下水道事業等に関し専門性を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の目的に係る職務が終了するまでとする。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(座長及び座長代理)

第 6 条 アドバイザー会議に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会議の進行を行う。
- 4 座長代理は、座長に事故があるとき又は欠席のときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 アドバイザー会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

3 アドバイザー会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の保護その他の理由により非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 アドバイザー会議の庶務は、下水道部下水道計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年8月21日より施行する。